

訴 状

平成17年11月29日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士	北	村	行	夫	
同	杉	田	禎	治	
同	大	井	法	子	
同	杉	浦	尚	子	
同	吉	田		朋	
同	雪	丸	真	吾	
同	芹	澤		繁	
同	亀	井	弘	泰	
同	田	部	井	宏	明
同	大	藏	隆	子	

〒

原 告 加 藤 雅 昭

〒

虎ノ門総合法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士	北	村	行	夫
同	大	井	法	子
同	杉	浦	尚	子
同	吉	田		朋
同	雪	丸	真	吾
同	芹	澤		繁
同	亀	井	弘	泰
同	清	田	佳	子
同	田	部	井	宏
同	大	藏	隆	子

〒101-8001 東京都千代田区一ツ橋二丁目3番1号

被	告	株式会社	小	学	館
上記代表者代表取締役	相	賀	昌	宏	

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 3 2 0 6 万 0 0 0 0 円

貼用印紙額 金 1 1 万 9 0 0 0 円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 3 2 0 6 万 0 0 0 0 円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求めらる。

第 2 請求の原因

1 当事者

原告は、多数の雑誌社等に写真を提供している写真家であり、後述する写真著作物の著作者であり著作権者である。

被告は、日本有数の出版社であり、雑誌「サライ」等、数多くの出版物の発行を業とする株式会社である。

2 本件における請求の要旨

本件は、原告が被告に預けた自身の写真著作物のポジフィルムについて、
1 この一部を被告が原告に無断でデジタルデータ化（＝無断複製）したことにつき、複製権侵害に基づく損害賠償請求を、
2 この一部を被告が紛失したことにつき、不法行為に基づく損害賠償請求を、さらに、
3 この一部を第三者が二次使用するため原告の了承のもと被告から借り受けようとした際に、被告が当該第三者に金員の支払いを要求したため、当該第三者が二次使用を断念し、原告の営業が妨害されたことにつき、不法行為に基づく損害賠償請求をそれぞれ求めている事案である。

3 被告の不法行為

(1) 前提となる事実

原告は、1998年ころから、被告の雑誌「サライ」編集部（以下、右被告の雑誌は単に「サライ」といい、同編集部は「サライ編集部」という。）から、サライに掲載する写真著作物の提供依頼を受けるようになった。

原告は、依頼されたテーマに従って写真を撮影し、撮影後の写真のポジフィルムを選別し、テーマにより合致していると自己が判断したものについて、サライ編集部に貸し出した。

サライ編集部は、借り受けたポジフィルムを編集者の視点でさらに選別し、その写真をサライに複製して掲載した。サライ編集部は、サライ発行時期を過ぎてしばらく経つと、原告に対し、原告から借り受けたポジフィルムのうち一部を返却していたが、返却時期は不規則であった。

以上のとおり、原告・被告間には、当該写真（ないしそのポジフィルム）の所有者であり著作者・著作権者である原告が、被告に対し自己の著作物である写真を貸し出し、被告は原告にその使用料対価を支払って当該写真をサライに掲載・出版するという取引関係が2003年6月ころまで継続していた。

(2) 複製権侵害

原告は、2002年12月、サライ編集部から、原告写真のデジタルデータ化についての許諾を内容とする契約書への署名押印を求められたことがある（甲2）が、2003年1月には、右契約に応じない意思を明確に示した。

にもかかわらず、被告は、原告から借り受けた写真ポジフィルムをデジタルデータベースに複製し、2004年3月10日発行の被告発行の単行本「ポケットサライ 長生き食事処」において、同デジタルデータ

を利用した複製を行った。なお、被告は、原告に対し、2001年16号以降のサライ掲載写真についてデジタルデータ化したことを認めている(甲3)。

(3) 紛失による所有権侵害

原告は、サライ編集部に対し写真ポジフィルムを貸し出したが、このうち実際にサライ誌面にて使用・掲載された写真のポジフィルムは合計1013枚である。然るに、現在まで、被告は、うち896枚のポジフィルムを返還したに留まり、別紙サライ未返却写真一覧表のとおり、残117枚の原告写真ポジフィルムについては、これを返却していない。

なお、被告は、未返却写真ポジフィルムのうち、一部については未返却を認めている(甲3ないし5)。

(4) 営業妨害

被告は、2003年8月ころ、某広告制作プロダクションが原告のサライ掲載写真をJTB中部の旅行パンフレットに使用したい旨申し入れたので、原告はこれを了承し、同プロダクションが原告の了承のもと、サライ編集部に当該写真ポジフィルムの交付を要請したところ、被告は、当該写真について自社の著作権なるものを主張し、交付については原告に支払うのと同額の対価を支払うよう、当該プロダクションに請求した。そのため、上記プロダクションは、原告の写真を使用するために、想定していた金額の倍額を支払わなければならなくなり、これを予算的に受け入れることが出来なかったため、当該写真の使用を断念した。

被告のかかる所為により、原告は、当該写真使用許諾により得られるはずであった使用料対価を得られなくなってしまった(甲6、7)。

4 損害

以上の被告の所為により、原告に生じた損害は以下のとおりである。

(1) 複製権侵害

上記の被告による無断デジタルデータ化の対象となった原告写真の総数について、原告は正確な情報を有しているものではないが、被告がデジタルデータ化したことを認めている2001年16号以降のサライ掲載分の原告写真の枚数のみを合計したとしても、その総数は、別紙サライ全掲載写真一覧表のとおり、461枚に及ぶ(但し、被告は計405枚と主張している・甲3)。

そして、当該写真ポジフィルムは、被告自身が、自社雑誌サライに掲載すべく選別したものであり、その写真の素晴らしさは被告も認めることである。

このような写真著作物について、被告のデジタルデータベースへの無断複製行為が行われたことにより原告の受けた損害は、複製許諾料相当として観念しうるところ、原告写真ポジフィルムのうち、サライの表紙に用いられた写真(計2枚)についての右許諾料は1枚あたり5万円、サライ誌面に用いられた写真(計459枚)についての右許諾料は1枚あたり3万円を下らない。

よって、被告による複製権侵害行為により原告の受けた損害は、右1枚あたりの各損害額に無断複製された写真の総枚数を乗じて得られた合計金1387万円を下らない。

(2) 原告写真ポジフィルムの紛失

別紙サライ未返却写真一覧表のとおり、被告は、計117枚の原告写真のポジフィルムにつき、これを紛失せしめた。

当該写真ポジフィルムは、被告自身が、自社雑誌サライに掲載すべく選別したものであり、今後、他の雑誌、パンフレット等で二次使用される可能性は濃厚であって、原告は、本来、第三者から、当該写真についての使用料対価を得られるはずであった。

かかる原告写真ポジフィルムの経済的価値に鑑みれば、原告写真ポジフィルムのうち、サライの表紙に用いられた写真（計4枚）の経済的価格については1枚あたり30万円、サライ誌面に用いられた写真（計113枚）の経済的価格については1枚あたり15万円を下らない。

したがって、被告の上記所為によって原告が受けた損害は、合計金1815万円を下らない。

（3）営業妨害

上記述べたとおり、原告は、某広告制作プロダクションから写真の使用許諾により得られるはずであった著作権使用料金4万円が得られなくなった。よって、右金額が、当該被告の所為によって原告が受けた損害であること明らかである。

5 まとめ

以上のとおりであるから、原告は、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、前項（1）乃至（3）の合計額である金3206万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以 上